

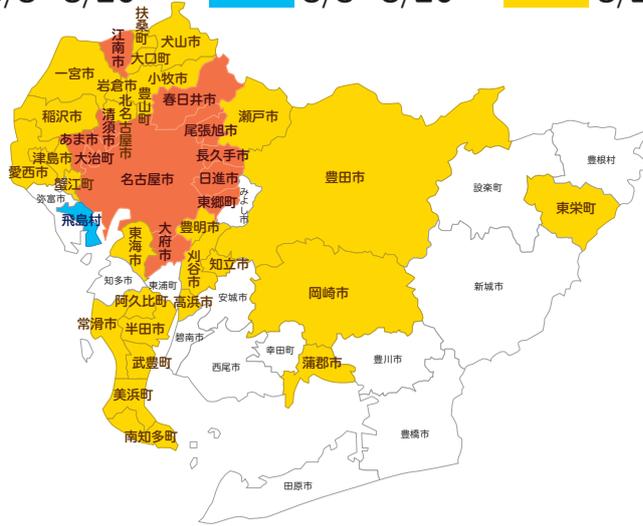
愛知県にて8月8日(日)～8月26日(木)までの期間に営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者の皆さまへ

愛知県感染防止対策協力金(8/8～8/26実施分) 「営業時間短縮要請枠」のお知らせ

ご自身の店舗が所在する市町村が、「まん延防止等重点措置を講じるべき区域(措置区域)」に該当するかどうかで支給要件・支給額が異なります。

重点措置を講じるべき区域(措置区域)

8/8～8/26 8/8～8/20 8/21～8/26



【日数表】措置区域対象期間

8/8～8/26 (計19日間)	名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町
8/8～8/20 (計13日間)	飛島村 ※
8/21～8/26 (計6日間)	岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、愛西市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町 ※

※対象期間以外の期間及び表にない市町村は「措置区域に該当しない愛知県内のエリア」として申請してください。

対象事業者

営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む)
※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要

対象期間	2021年8月8日(日) から8月26日(木) まで【19日間】	
対象エリア	措置区域	措置区域に該当しない愛知県内のエリア
主な要件	<p>営業時間を午前5時～午後8時までに短縮</p> <p>※酒類の提供の禁止</p> <p>※従前より午前5時～午後8時までの時間帯を越えて営業していることが必要</p> <p>※カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)</p>	<p>営業時間を午前5時～午後9時までに短縮</p> <p>※酒類の提供は「一定の要件」(P11参照)を満たした場合に限り可(午後9時に閉店できるよう、余裕をもってストップ)</p> <p>※従前より午前5時～午後9時までの時間帯を越えて営業していることが必要</p> <p>※カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)</p>
支給額 (1店舗1日あたり)	<p>○中小企業者等(中小企業、個人事業主、その他法人) 売上高に応じて 3万円～10万円※1</p> <p>○大企業 売上高減少額の 4割(最大20万円)</p>	<p>○中小企業者等(中小企業、個人事業主、その他法人) 売上高に応じて 2.5万円～7.5万円※1</p> <p>○大企業 売上高減少額の 4割(最大20万円)※2</p>

※1 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能
※2 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

申請期間

2021年9月1日(水)～10月22日(金) (当日消印有効(郵送の場合))
2021年7月12日～8月7日実施分の営業時間短縮要請にかかる協力金の申請は、9月30日(木)をもって終了します。

申請サポートサイト

電子申請、Web上での申請書作成などが行えます。 <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0808> ▶

コールセンター

052-228-7310

午前9時～午後5時
(土日祝日を含む毎日)



ご自身の店舗が支給対象かどうか、また、対象となる場合の支給額については **この見開き** で確認してください。
 また、専用のWebサイト(申請サポートサイト)でも確認できます。

申請には十分な感染拡大
 防止対策を講じていること
 が必要です

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
 “各業界団体等が作成した感染拡大予防の業種別ガイドラインを遵守”し
 “愛知県の営業時間短縮要請に応じて休業・営業時間の短縮等を実施した
 「ニューあいちスタンダード（通称「あいスタ」）」もしくは「安全・安心宣言施設」
 登録・認証飲食店を運営する皆さま”へ協力金を交付します。

「あいスタ」とは

安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、
 十分に対策が講じられている店舗を認証登録する新しい制度です(詳しくはP22)

「安全・安心
 宣言施設」とは

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が
 独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

注意

今後、飲食店の協力金支給申請には「あいスタ認証」を受けていることが必須となる予定です。10月を目処に、既に「安全・安心宣言施設」に登録した飲食店も、新たに「あいスタ認証」を受ける必要がありますのでお早めの申請をお願いします。

[注] 「ガイドラインを遵守していない施設」及び「あいスタ」又は「安全・安心宣言施設」の登録・認証をどちらも受けていない飲食店は、協力金の交付対象外です。

措置区域 ・下記に定める区域を措置区域と定め、飲食店等に対する営業時間短縮要請などの対策を集中的に実施しています。
 ・措置区域と措置区域以外により協力金の額が異なるため、3ページのチャート図に沿って適切な申請をお願いします。

市町村別の措置区域・対象期間・支給額

市町村名	8/8(日)~8/20(金)	8/21(土)~8/26(木)
名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町	措置区域(19日間) 【中小企業者等】 売上高に応じて 3万円~10万円※1 【大企業】 売上高減少額の4割(最大20万円)	売上高に応じて 3万円~10万円※1 売上高減少額の4割(最大20万円)
飛島村	措置区域(13日間) 【中小企業者等】 売上高に応じて 3万円~10万円※1 【大企業】 売上高減少額の4割(最大20万円)	措置区域以外(6日間) 【中小企業者等】 売上高に応じて 2.5万円~7.5万円※1 【大企業】 売上高減少額の4割(最大20万円※2)
岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、豊明市、愛西市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町	措置区域以外(13日間) 【中小企業者等】 売上高に応じて 2.5万円~7.5万円※1 【大企業】 売上高減少額の4割(最大20万円※2)	措置区域(6日間) 【中小企業者等】 売上高に応じて 3万円~10万円※1 【大企業】 売上高減少額の4割(最大20万円)
上記以外の市町村	措置区域以外(19日間) 【中小企業者等】 売上高に応じて 2.5万円~7.5万円※1 【大企業】 売上高減少額の4割(最大20万円※2)	売上高に応じて 2.5万円~7.5万円※1 売上高減少額の4割(最大20万円※2)

※1 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能(3ページの「支給額について」で、売上高方式か売上高減少方式かを判定できます。)

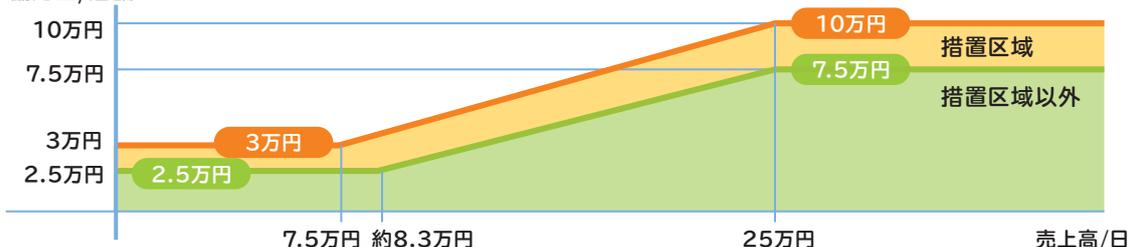
※2 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額

時短要請に係る協力金

【中小企業者等】 1店舗・1日あたり(売上高は、前年度または前々年度の売上高を用いる)

売上高/日 およびその年売上高	措置区域			措置区域以外		
	~7.5万円 ~3,000万円	7.5万円~25万円 3,000万円~1億円	25万円~ 1億円~	~約8.3万円 ~3,000万円	約8.3万円~25万円 3,000万円~1億円	25万円~ 1億円~
協力金の額 (店舗・日)	3万円	3万円~10万円 (1日あたり売上高の40%)	10万円	2.5万円	2.5万円~7.5万円 (1日あたり売上高の30%)	7.5万円

協力金/店舗・日



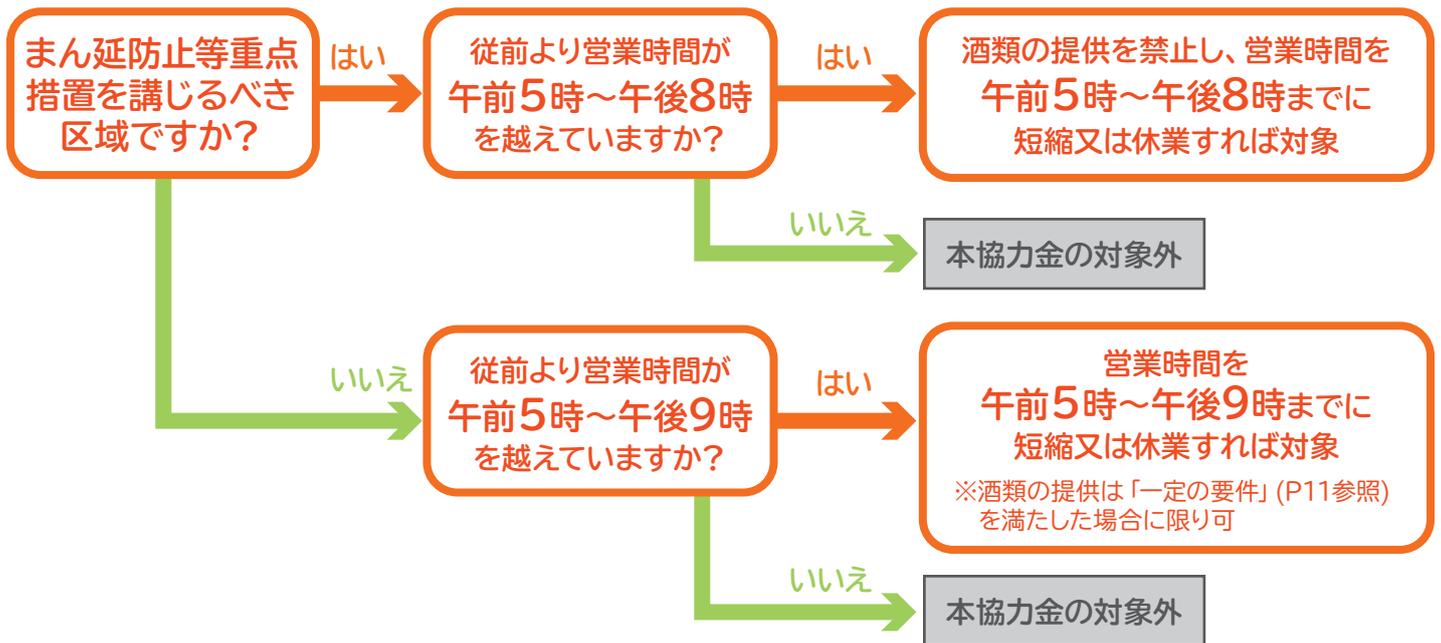
【大企業】 1店舗・1日あたり(売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較)

売上高減少額の4割(最大20万円) ※中小企業者等においてもこの方式を選択可
 措置区域以外の店舗は、前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高の30%の額を越えることはできません。

本協力金(営業時間短縮要請枠)の対象となる店舗

飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要です。

※要請期間中に「まん延防止等重点措置を講じるべき区域」の対象となった、または対象から外れた市町村の店舗は、それぞれの営業時間短縮要請に基づいて申請してください。

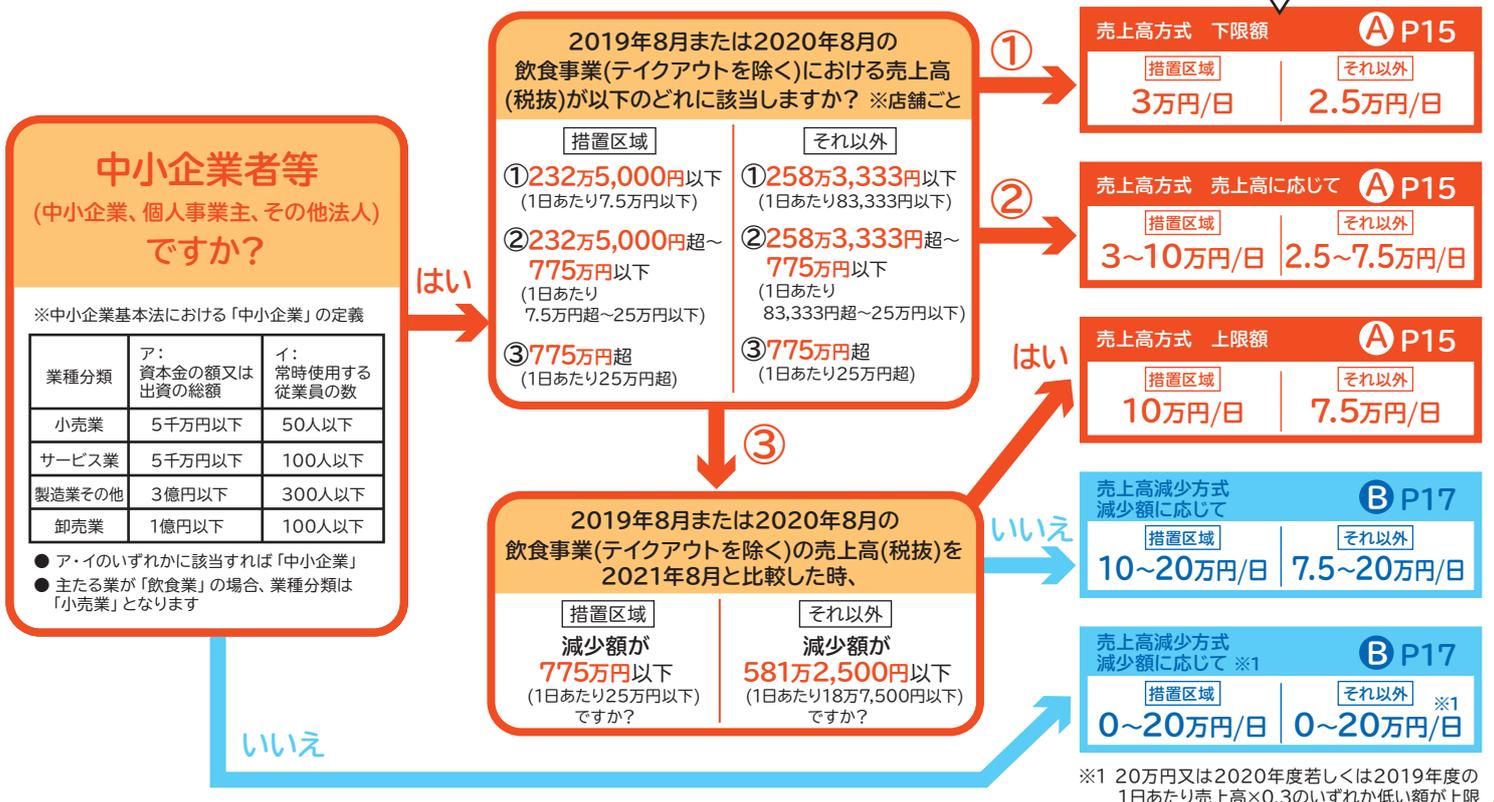


支給額について

協力金の支給額は、店舗の売上高等により異なります。
下記のチャート図及びA(P15)又はB(P17)の「店舗別申請額計算書」により、
店舗ごとの支給額を計算し、P9、10の申請書に金額を転記してください。

[注意] 税込経理方式を用いている場合などで、税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年8月の売上高については「1.08」で割り)、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

各計算方式に応じたA～Bの「店舗別申請額計算書」を用いて支給額を計算してください



2020年8月2日以降に営業開始した店舗など、A又はBの「店舗別申請額計算書」による算出が難しい店舗については、P12をご参照ください。

申請方法について

申請方法は以下の3種類があります。

① 電子申請

・申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

★メリット：パソコンやスマートフォンからオンラインで申請ができます。
申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

② WEB申請書作成 /郵送申請

・申請サポートサイトで必要事項を入力して自動作成された申請書を、印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

★メリット：申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

郵送

③ 手書き/郵送申請

・当パンフレット(P7以降)の様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

郵送

提出書類を郵送する場合は、**簡易書留、レターパック**など郵便物の追跡ができる方法で、送付してください。※提出時には 必ず控えをとり保管してください。

(提出した書類の控えは、交付を受けた時から5年間保存しなければなりません。)



電子申請、Web上での申請書作成、支給額の計算などが行えます。
<https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0808>



申請サポート窓口のご案内

申請書の作成、支給額の計算などに関するサポート窓口を設けています。

開設場所

県内に常設(土日祝日を除く)の申請サポート窓口を設置します。
このほか、臨時及び定期的申請サポート窓口を設置します。

会場・日程については、申請サポートサイトまたはコールセンターにてご確認ください。

予約方法

来場にはご予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前予約制としております(予約がない場合はご来場いただけません)。
来場希望日の **2営業日前**までにコールセンターへお問い合わせください。

※ご予約時に代表者の氏名と生年月日をお伺いします。

コールセンター

052-228-7310 午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)

その他補足説明

- ・窓口では申請書の作成をサポートいたします。作成いただいた申請書は、各事業者にて郵送申請をしていただきます。
- ・必ず、提出書類(P5、6参照)一式をご持参ください。
- ・発熱等の症状がある場合は、来場をお控えください。
- ・マスクの着用・手指のアルコール消毒等にご協力ください。

提出書類一覧

過去に協力金(12/18~1/11実施分以降。ただし「カラオケ設備利用自粛要請枠」を除く)の支給を受けたことがある方

※個人事業主で、直近に行った協力金の申請から代表者の変更があった場合は、P6の提出書類一覧を参照してください

※県の協力金「大規模施設等営業時間短縮要請枠」の対象となる大規模施設内の飲食店等で当該大規模施設と同一の事業者が運営する店舗については、P6の提出書類一覧を参照してください

提出書類一覧		チェックリスト
①	申請書	● 交付申請書兼請求書【様式第1-13号】 <input type="checkbox"/>
		● 交付申請書兼請求書 別紙【様式第1-13号別紙】 <input type="checkbox"/>
		● 店舗別申請額計算書【様式A~F】 ※対象となる店舗1か所につき1枚の提出が必要です。 (複数店舗申請する場合は、コピーして使用してください。) ※各店舗の売上高により、使用する様式が異なります。P3のチャート図を確認し、A・Bの計算書のうち当てはまるものに、記入・提出してください。 ※2020年の8月2日以降に営業開始した店舗など、A・Bの「店舗別申請額計算書」による算出が難しい店舗については、P12をご参照ください。 <input type="checkbox"/>
②	誓約書	● 誓約書【様式第2-13号】 ※原則、代表者が自署してください。 <input type="checkbox"/>
③	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類	● 酒類の提供の禁止を知らせるホームページ画面の写し、または貼紙やチラシの写真 <input type="checkbox"/>
④	営業活動及び総売上高が分かる書類	● 確定申告書の写し(参照月を含む年のもの) 法人の場合 法人税申告書別表一 および 法人事業概況説明書(月別売上高) ◆ 設立後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「法人の設立届」に加え、「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。 個人の場合 所得税確定申告書B、および(青色申告の場合)青色申告決算書(月別売上高) または (白色申告の場合)収支内訳書 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 ◆ 開業後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「個人事業の開業届」と「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。 ◆ その他の事由により確定申告書が提出できない場合はコールセンターまでお問合せください。 <input type="checkbox"/>
		● 売上帳等の帳簿の写し (参照月における店舗ごと・日ごとの飲食事業(テイクアウトを除く)の売上高が分かるもの) ※①の「店舗別申請額計算書」に記入する、2019年または2020年8月売上高、および2021年8月売上高の金額が、当帳簿にて読み取れるものであること。 <input type="checkbox"/>
⑤	店舗別飲食事業売上高が分かる書類	● 対策項目チェックリスト(チェック済のもの)の写し ※措置区域外の飲食店について、酒類の提供を行った飲食店については、対策項目チェックリスト(P11)の写しを提出してください。 <input type="checkbox"/>

対象となる店舗が1店舗のみの場合は不要

売上高方式の下限額での申請となる場合は省略可。

措置区域以外の場合や、元から酒類の提供を行っていない場合は不要

売上高方式の下限額での申請の場合は不要

※1店舗のみの申請、かつ飲食事業のみを行っている事業者で、確定申告書のみで参照月の売上高が分かる場合は省略可。

※売上高方式の下限額での申請となる場合は省略可。(ただし、営業実態の確認等のため提出を求められる場合があります。)

措置区域内もしくは措置区域外において酒類の提供を行っていない場合は不要

注① 以下の書類は直近に行った協力金の申請の内容から変更があった場合は再提出が必要です

- 飲食店営業許可書(証)または喫茶店営業許可書(証)の写し(許可書を更新した場合)
- 本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカード)写し(住所、代表者の氏名(法人の場合のみ)に変更があった場合)
- 通帳の写し(口座情報を変更する場合)

また直近に行った協力金の申請から、さらに店舗を追加する場合に、追加した店舗にかかる以下の書類を提出してください

- 飲食店営業許可書(証)または喫茶店営業許可書(証)の写し

※詳しい書類の内容は、P6の記載に準じます

提出書類一覧

過去に協力金の支給を受けたことがない方

※個人事業主で、直近に行った協力金の申請から代表者の変更があった場合もこちらを確認してください

※県の協力金「大規模施設等営業時間短縮要請枠」の対象となる大規模施設内の飲食店等で

当該大規模施設と同一の事業者が運営する店舗については、こちらを確認してください

提出書類一覧			チェックリスト
①	申請書	●交付申請書兼請求書【様式第1-13号】	<input type="checkbox"/>
		●交付申請書兼請求書 別紙【様式第1-13号別紙】	<input type="checkbox"/>
		●店舗別申請額計算書【様式A~F】 ※対象となる店舗1か所につき1枚の提出が必要です。 (複数店舗申請する場合は、コピーして使用してください。) ※各店舗の売上高により、使用する様式が異なります。P3のチャート図を確認し、A・Bの計算書のうち当てはまるものに、記入・提出してください。 ※2020年の8月2日以降に営業開始した店舗など、A・Bの「店舗別申請額計算書」による算出が難しい店舗については、P12をご参照ください。	<input type="checkbox"/>
②	誓約書	●誓約書【様式第2-13号】 ※原則、代表者が自署してください。	<input type="checkbox"/>
③	営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】	●飲食店営業許可書(証)または喫茶店営業許可書(証)の写し ※交付対象日が営業許可期間に全て含まれる必要があります。 (要請期間の途中で更新した場合は、更新前・更新後のものを両方提出してください) ※やむを得ない事情により申請者と営業許可書(証)に記載された名義が異なる場合はお問合せください。	<input type="checkbox"/>
④	営業活動を行っていることが分かる書類【店舗現況関係】	●店舗の内観・外観の写真 ※写真には、以下のものが写っているものを提出してください。(複数枚提出いただいても構いません) ・内観: テーブル・椅子など店内で飲食することがわかるもの、メニューなど飲食を提供していることがわかるもの ・外観: 店名看板など申請対象の店舗であることがわかるもの、店舗の入口	<input type="checkbox"/>
⑤	休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類	●営業時間短縮(休業を含む)を知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真 ※申請する店舗が、休業または営業時間短縮を行ったこと、及びその期間が記載されているものを提出してください。	<input type="checkbox"/>
		●酒類の提供の禁止を知らせるホームページ画面の写し、または貼紙やチラシの写真	<input type="checkbox"/>
		●カラオケ設備の提供の自粛を知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真	<input type="checkbox"/>
⑥	営業活動及び総売上高が分かる書類	●確定申告書の写し(参照月を含む年のもの) 法人の場合 法人税申告書別表一 および 法人事業概況説明書(月別売上高) ◆設立後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「法人の設立届」に加え、「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。 個人の場合 所得税確定申告書B、および(青色申告の場合)青色申告決算書(月別売上高) または (白色申告の場合) 収支内訳書 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 ◆開業後、申告時期未到来により確定申告書を提出していない場合は「個人事業の開業届」と「営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」の写しを提出してください。 ◆その他の事由により確定申告書が提出できない場合はコールセンターまでお問合せください。	<input type="checkbox"/>
		⑦	店舗別飲食事業売上高が分かる書類
⑧	本人確認書類	●代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの) またはマイナンバーカード(表面)の写し ※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しも可。 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑨	振込先口座が分かる書類	●申請書に記入した口座の通帳の写し ※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。インターネットバンキングの場合は上記内容が確認できる画面の写し。 ※やむを得ない事情により申請者と口座名義が異なる場合はお問合せください。	<input type="checkbox"/>
⑩	対策項目チェックリスト	●対策項目チェックリスト(チェック済のもの)の写し ※措置区域外の飲食店について、酒類の提供を行った飲食店については、対策項目チェックリスト(P11)の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>

対象となる店舗が1店舗のみの場合は不要

売上高方式の下限額での申請となる場合は省略可。

前回までの協力金で提出済で変更がない場合は不要

措置区域以外の場合や、元から酒類の提供を行っていない場合は不要

元からカラオケ設備の提供を行っていない場合及びカラオケボックスは不要

※1店舗のみの申請、かつ飲食事業のみを行っている事業者で、確定申告書のみで参照月の売上高が分かる場合は省略可。
※売上高方式の下限額での申請となる場合は省略可。(ただし、営業実態の確認等のため提出を求められる場合があります。)

前回までの協力金で提出済で変更がない場合は不要

前回までの協力金で提出済で変更がない場合は不要

措置区域内もしくは措置区域外において酒類の提供を行っていない場合は不要

愛知県感染防止対策協力金(8/8～8/26実施分) 営業時間短縮要請枠の申請に関する誓約書

私は、愛知県感染防止対策協力金(8/8～8/26実施分)営業時間短縮要請枠(以下「協力金」という)の申請にあたり、以下のことを誓約します。

誓約内容
申請書の内容に虚偽や不正はありません。なお、申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合は、協力金を返還するとともに、加算金の支払いに応じます。
本協力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
協力金の交付を申請した施設において、業種別ガイドラインを遵守し、「安全・安心宣言施設」登録又は「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」認証のいずれかを受けた上で、ステッカー等の掲示を行うとともに、適切な感染防止に努めました。
8月8日から8月26日までの期間において、営業時間短縮要請の対象施設を有しており、感染防止対策のため、以下のとおり協力金の交付を申請した施設(店舗)の営業時間短縮等を実施しました。 【まん延防止等重点措置区域】(以下、措置区域) ・従前より午前5時～午後8時の時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時～午後8時に短縮 ・酒類の提供を禁止 【措置区域以外の愛知県内】 ・従前より午前5時～午後9時の時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時から午後9時までに短縮 ・期間中に酒類の提供を行った飲食店については、P11の対策項目チェックリストにチェックした項目を全て実施。 【共通】 ・カラオケ設備を提供している飲食店等はカラオケ設備の利用を自粛(カラオケボックスを除く)
愛知県感染防止対策協力金(12/18～1/11実施分、1/12～2/7実施分、2/8～3/21実施分、3/22～4/19実施分、4/20～5/31実施分、6/1～6/20実施分、6/21～7/11実施分、7/12～8/7実施分)の申請に際して提出した書類を、当申請の審査において利用することに同意します。また、書類の再提出を求められた際には、速やかに提出に応じます。
愛知県中小企業者等応援金、国の月次支援金(2021年8月)を申請しておらず(交付を受けておらず)、今後も申請しません。愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/8～8/26実施分)を申請する場合は、今回申請した飲食店等の面積を含めて申請しておらず(交付を受けておらず)、今後も申請しません。
愛知県知事が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況等を確認し、申請内容に虚偽や不正が無いことを確認することに同意します。
愛知県が実施する営業時間短縮要請等の遵守状況を確認する見回り活動が実施される場合には、これに応じます。
交付申請日時点で倒産・廃業していません。
代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。
申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
申請内容の証拠書類を保存するとともに、愛知県から申請の内容について検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合にはこれに応じます。
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への補助金、支援金等の交付事務に関して、本協力金の申請内容を、国や市町村へ提供することに同意します。

自宅住所(法人の場合は本店所在地)

令和 年 月 日

屋号(法人の場合は法人名)

代表者役職・氏名

※原則、太枠の内容はすべて記入してください

令和 3 年 9 月 1 日

様式第1-13号

営業時間短縮要請枠

【記入例】

申請日の日付を記入してください

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金(8/8~8/26実施分)営業時間短縮要請枠交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

フリガナ	カブシキガイシャ〇〇	法人番号(国税庁指定の13桁の番号)法人のみ
屋号 (法人の場合)法人名	株式会社〇〇	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4
フリガナ(氏名のみ)	アイチ タロウ	資本金の額 法人のみ
代表者役職・氏名	代表取締役 愛知 太郎	1,000 万円
生年月日	明治・大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日生	従業員数 法人のみ
		100 人
(個人の場合)自宅住所 (法人の場合)本店所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇	連絡先電話番号(052) ●●●-●●●●
郵便物の送付先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岡崎市明大寺町●●番地	※上記と同じものを記入不要です。 日中連絡がとれる電話番号を記入してください

法人全体(施設のみではない)の常時雇用している従業員数(役員、パート、アルバイトを除く)を記入してください

連絡先電話番号(052) ●●●-●●●●

日中連絡がとれる電話番号を記入してください

通帳見開きページの記載に合わせて申請者と同一名義の口座を記入してください(法人の場合は法人名義の口座を記入してください)

2 振込先口座

金融機関コード・名称	1 2 3 4 〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード・名称	1 2 3 〇〇	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
口座名義	株式会社〇〇 代表取締役 愛知 太郎	フリガナ	カ〇〇		

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

3 申請(請求)する合計金額

申請(請求)金額	996,000	「安全・安心宣言施設」届出後に提供されるPRポスターにある受理番号を記入してください
----------	---------	--

※対象施設(店舗)内記

「あいスタ」認証後に提供されるステッカーにある認証番号を記入してください

4 営業時間短縮等の要請に応じた施設(店舗)

どちらか片方のみ記入していただければ協力金の支給対象となります

営業許可書(証)に記載された許可番号・有効期限(終期)を記入してください。
(要請期間の途中で更新した場合は、更新後の許可番号・有効期限(終期)を記入してください。また、申請にあたっては、更新前・更新後の両方の許可書(証)を提出してください)

安全・安心宣言施設受理番号 (1施設目に記入した施設の受理番号)	1 2 3 4 5 6 7
あいスタ認証通知番号 (1施設目に記入した店舗の認証番号)	AA 1 2 3 4 5 6

居酒屋〇〇 岡崎店
〒〇〇〇-〇〇〇〇
岡崎市明大寺町〇〇丁目〇〇号

P14~21の「店舗別申請額計算書」に記載した2019年または2020年8月売上高と、売上高減少方式で申請する場合は2021年8月売上高を記入してください。

27×××第〇-〇〇〇号 営業許可の有効期限(終期) 平成・令和 34 年 11 月 20 日

2019年または2020年8月売上高	3,000,000 円(税抜)	2021年8月売上高 ※大企業は必須	
--------------------	-----------------	--------------------	--

要請に応じた日数	措置区域の対象日数 6 日	措置区域以外の対象日数 13 日
申請金額	624,000 円	
特例利用者記入欄	<input type="checkbox"/> 新規開店日(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 罹災(罹災年月日)

店舗ごとにP14~21の「店舗別申請額計算書」により算出した申請金額を記入してください。

P12に記載の特例を利用する場合に、記入してください。

※1 大企業等(2019年または2020年8月の売上高(1ヶ月)の売上高が2,325,000円以下の場合、売上高方式(下限額)での申請になるため、記載不要

(2施設目以降は、別紙に記入してください。)

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金(8/8～8/26実施分)営業時間短縮要請枠交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

フリガナ				法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ		
屋号 (法人の場合) 法人名						
フリガナ(氏名のみ)				資本金の額 法人のみ	万円	
代表者役職・氏名				従業員数 法人のみ	人	
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日生		
(個人の場合)自宅住所 (法人の場合)本店所在地	〒			連絡先電話番号()		
郵便物の送付先	〒			※上記と同じであれば記入不要です。		

2 振込先口座

金融機関コード ・名称	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード・名称	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義		フリガナ	

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

3 申請(請求)する合計金額

申請(請求)金額	円
----------	---

※対象施設(店舗)内訳の申請金額欄を合計した金額を記入してください。

4 営業時間短縮等の要請に応じた施設(店舗)

どちらか片方のみ記入していただければ協力金の支給対象となります

対象施設(店舗)内訳(1施設目)

安全・安心宣言施設受審番号
(1施設目に記入した施設の受審番号)あいスタ認証通知番号
(1施設目に記入した店舗の認証番号)

AA-

1 施設目	施設名称(店舗名)				
	所在地	〒			
	営業許可書(証)の番号	営業許可の有効期限(終期)	平成・令和 年 月 日		
	8月上売上高※1 税抜金額	2019年または2020年8月上売上高	2021年8月上売上高 ※大企業は必須		
		円(税抜)	円(税抜)		
	要請に応じた日数	措置区域の対象日数	日	措置区域以外の対象日数	日
	申請金額	円			
特例利用者記入欄	<input type="checkbox"/> 新規開店日(年 月 日)		<input type="checkbox"/> 罹災(罹災証明書等の提出が必要)		
事務局使用欄					

※1 中小企業者等で2019年または2020年いずれかの8月(1ヶ月間)の売上高が2,325,000円以下の場合は、売上高方式(下限額)での申請になるため、記載不要

〈2施設目以降は、別紙に記入してください。〉

対象施設(店舗)内訳 (2施設目以降)

屋号
(法人の場合) 法人名

(施設目)	施設名称(店舗名)			
	所在地	〒		
	営業許可書(証)の番号	営業許可の有効期限(終期)	平成・令和 年 月 日	
	8月売上高※1 税抜金額	2019年または2020年8月売上高		2021年8月売上高 ※大企業は必須
		円(税抜)		円(税抜)
	要請に応じた日数	措置区域の対象日数	日	措置区域以外の対象日数
	申請金額	円		
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日)		□罹災(罹災証明書等の提出が必要)	
事務局使用欄				
(施設目)	施設名称(店舗名)			
	所在地	〒		
	営業許可書(証)の番号	営業許可の有効期限(終期)	平成・令和 年 月 日	
	8月売上高※1 税抜金額	2019年または2020年8月売上高		2021年8月売上高 ※大企業は必須
		円(税抜)		円(税抜)
	要請に応じた日数	措置区域の対象日数	日	措置区域以外の対象日数
	申請金額	円		
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日)		□罹災(罹災証明書等の提出が必要)	
事務局使用欄				
(施設目)	施設名称(店舗名)			
	所在地	〒		
	営業許可書(証)の番号	営業許可の有効期限(終期)	平成・令和 年 月 日	
	8月売上高※1 税抜金額	2019年または2020年8月売上高		2021年8月売上高 ※大企業は必須
		円(税抜)		円(税抜)
	要請に応じた日数	措置区域の対象日数	日	措置区域以外の対象日数
	申請金額	円		
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日)		□罹災(罹災証明書等の提出が必要)	
事務局使用欄				
(施設目)	施設名称(店舗名)			
	所在地	〒		
	営業許可書(証)の番号	営業許可の有効期限(終期)	平成・令和 年 月 日	
	8月売上高※1 税抜金額	2019年または2020年8月売上高		2021年8月売上高 ※大企業は必須
		円(税抜)		円(税抜)
	要請に応じた日数	措置区域の対象日数	日	措置区域以外の対象日数
	申請金額	円		
特例利用者記入欄	□新規開店日(年 月 日)		□罹災(罹災証明書等の提出が必要)	
事務局使用欄				

※1 中小企業者等で2019年または2020年いずれかの8月(1ヶ月間)の売上高が2,325,000円以下の場合、売上高方式(下限額)での申請になるため、記載不要

〈6施設目以降は、このページをコピーし、記入してください。〉

対策項目チェックリスト

項目	対策の内容	店舗によるチェック	備考
1	座席と座席の間にパーティションを設置している (同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外す運用を認めても良い)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「1及び2」又は「3」のいずれかを満たしていれば可
2	パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである (参考) 17歳男性の平均座高は、92cm (平成27年度学校保健統計調査)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
3	座席の間隔の確保 座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
4	店内入口に消毒液を設置している	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
5	手指消毒の徹底 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている (入店時に難しい場合は注文時)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
6	食事中以外のマスク着用の推奨 食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけに行っている	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
7	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設(換気設備を備えている場合)】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	「7」、「8」又は「9」のいずれかを満たしていれば可
8	【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている (換気設備により必要換気量(一人当たり毎時30m ³)を確保している)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
9	【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設(換気設備を備えていない場合)】 窓・ドア等を定期的に開放している (定期的に換気(30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける))することにより、十分な換気を行っている)等 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している(詳細については、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を参照すること。)	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	
10	入店制限 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>	

(出典) 国・事務連絡

換気の徹底についての確認にあたっては、下記の記載についても参考にすること。

- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
- ・商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf>
- ・熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>
- ・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

新規開店等の特例について

※下記①～④に該当する場合は「手書き／郵送申請」で申請してください。

① 2019年8月2日以降、2020年7月31日までに開店した店舗において、2020年8月の売上高が休業または営業時間短縮の実施により、通常期の売上高と乖離している場合

例外として、開店日から2020年7月31日までの売上高から算出してください。ただし、この特例を利用できるのは、県が2020年8月5日～24日に営業時間短縮・休業の要請を行った栄三丁目1番～15番・栄四丁目・錦三丁目の店舗に限ります。

【使用する店舗別申請額計算書】

- ・計算書C「売上高方式」(18ページ)…………… 中小企業者等(中小企業、個人事業主、その他法人)が使用する様式です。
- ・計算書D「売上高減少方式」(19ページ)……… 大企業及び中小企業者等が使用する様式です。

※中小企業者等は、C、Dいずれかの様式を使用。

【提出書類について】

- 確定申告書の写し……………「令和元年年分」及び「令和2年年分」(申告済の場合)
- 売上帳等の帳簿の写し……………開店月から2020年7月までの全ての月の日ごとの売上帳等

② 2020年8月2日以降、2021年7月31日までに開店した店舗

開店日から2021年7月31日までの売上高から算出してください。
なお、中小企業者等だけでなく大企業も、売上高方式か、売上高減少方式のどちらかを選択可能です。

【使用する店舗別申請額計算書】

- ・計算書E「売上高方式」(20ページ)…………… 中小企業者等(中小企業、個人事業主、その他法人)が使用する様式です。
- ・計算書F「売上高減少方式」(21ページ)……… 大企業及び中小企業者等が使用する様式です。

※中小企業者等は、E、Fいずれかの様式を使用。

【提出書類について】

提出書類のうち、確定申告書の写し及び売上帳等の帳簿の写しについては以下のものを提出してください。

○確定申告書の写し

令和2年年分(2020年年分)が申告済であれば「令和2年年分」を提出、申告時期未到来であれば、「個人事業の開業届または法人設立届」および「営業実績のある直近3か月の月末締め売上帳簿」等

○売上帳等の帳簿の写し

開店月から2021年7月まで(売上高減少方式の場合、これに加えて2021年8月)の全ての月の日ごとの売上帳等

③ 2021年8月1日以降に開店した店舗

2019年及び2020年の売上がないことから、中小企業者等、大企業ともに、売上高方式の下限額で計算してください。

- 【売上高方式の下限額】
- 措置区域 1店舗1日あたり3万円
 - 措置区域以外 1店舗1日あたり2.5万円

【提出書類について】提出書類のうち、確定申告書の写しの代替として、以下のものを提出してください。

個人事業の開業届または法人設立届の写し

営業実績のある直近3か月の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)の写し

④ 罹災特例

地震、風水害、火災等の災害の影響により、2019年8月及び2020年8月の売上高が通常期の売上高と乖離している場合は、2018年8月の売上高により算出することができます。

(申請時に罹災証明書等の提出が必要です。)

店舗別申請額計算書(A)~(F)

計算書 (A)
「売上高方式」

中小企業者等(中小企業、個人事業主、
その他法人)が使用する様式です。

P15
参照

計算書 (B)
「売上高減少方式」

大企業及び中小企業者等が使用する
様式です。
(中小企業者等は、A、Bいずれかの様式を使用)

P17
参照

新規開店特例

計算書 (C)
「売上高方式」

※名古屋市栄、錦地区に限る

2019年8月2日~2020年7月31日に
開店した店舗を運営する中小企業者等が
使用する様式です。

P18
参照

新規開店特例

計算書 (D)
「売上高減少方式」

※名古屋市栄、錦地区に限る

2019年8月2日~2020年7月31日に
開店した店舗を運営する大企業及び中小企
業者等が使用する様式です。
(中小企業者等はC、Dいずれかの様式を使用)

P19
参照

新規開店特例

計算書 (E)
「売上高方式」

2020年8月2日~2021年7月31日に
開店した店舗を運営する中小企業者等が
使用する様式です。

P20
参照

新規開店特例

計算書 (F)
「売上高減少方式」

2020年8月2日~2021年7月31日
に開店した店舗を運営する大企業及び中小
企業者等が使用する様式です。
(中小企業者等はE、Fいずれかの様式を使用)

P21
参照

【記入例】 店舗別申請額計算書 - (A)

申請書に記載した、該当店舗の名称を記入してください。

支給対象店舗かどうか、及びどの計算書を用いるかは3ページのチャート図でご確認ください。

手順1: 2019年または2020年8月(1ヶ月間)の、飲食事業(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)はいくらですか?

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年8月は「1.08」で割り)小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年または2020年8月(1ヶ月間)の売上高

ア: **3,000,000** 円(税抜)

手順2: 支給額を計算しましょう。(いずれかの期間が該当しない場合は、支給対象期間を記入してください。)

【措置区域の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

参照月の売上高(税抜)を記入してください。売上高に応じて、以下の該当箇所に進んでください。

「ア」の金額が2,325,000円(税抜)以下(1日あたり75,000円以下)の場合

協力金1日あたり支給単価は **30,000円** です。以下を記入して支給額を算出しましょう。

30,000円 × 時短協力日数 日 = **★1** 円

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

「ア」の金額が2,325,000円(税抜)超(1日あたり75,000円超)の場合 ※売上高はすべて税抜の金額を記入してください。

「ア」

「ア」の金額が2,325,000円超の場合は、計算式に基づき協力金1日あたり支給単価を算出します。算出された金額の1,000円未満は切上し、支給単価を記入してください。※100,000円を超える場合は、100,000円(上限額)を記入してください。

= 円

1,000円未満切上し ※10万円を超える場合は、100,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

イ: **39,000** 円 最大10万円※

「イ」の金額

× 時短協力日数 日 = **★1** 円

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

【措置区域以外の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)以下(1日あたり83,333円以下)の場合

協力金1日あたり支給単価は **25,000円** です。以下を記入して支給額を算出しましょう。

25,000円 × 時短協力日数 日 = **★2** 円

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)超(1日あたり83,333円超)の場合 ※売上高はすべて税抜の金額を記入してください。

「ア」の金額

計算式に基づき協力金1日当たりの支給単価を算出します。算出された金額の1,000円未満は切上し、支給単価を記入してください。※75,000円を超える場合は、75,000円(上限額)を記入してください。

= 円

1,000円未満切上し ※75,000円を超える場合は、75,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

ウ: **30,000** 円 最大75,000円※

「ウ」の金額

× 時短協力日数 日 = **★2** 円

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

★1 円 + **★2** 円 = **★3** 円

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★3)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

店舗別申請額計算書 - (A)

支給対象店舗かどうか、及びどの計算書を用いるかは3ページのチャート図でご確認ください。

手順1: 2019年または2020年8月(1ヶ月間)の、飲食事業(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)はいくらですか?

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年8月は「1.08」で割り)小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年または2020年8月(1ヶ月間)の売上高

ア: _____ 円(税抜)

手順2: 支給額を計算しましょう。(いずれかの期間が該当しない場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。)

【措置区域の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

「ア」の金額が2,325,000円(税抜)以下(1日あたり75,000円以下)の場合

協力金1日あたり支給単価は 30,000円 です。以下を記入して支給額を算出しましょう。

$$30,000円 \times \text{時短協力日数} \text{ 日} = \text{★1} \text{ 円}$$

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

「ア」の金額が2,325,000円(税抜)超(1日あたり75,000円超)の場合 ※売上高はすべて税抜の金額を記入してください。

$$\text{「ア」の金額} \div 31日 \times 0.4 = \text{_____ 円}$$

↓ ※10万円を超える場合は、100,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

イ: _____ 円
最大10万円※

$$\text{「イ」の金額} \times \text{時短協力日数} \text{ 日} = \text{★1} \text{ 円}$$

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

【措置区域以外の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)以下(1日あたり83,333円以下)の場合

協力金1日あたり支給単価は 25,000円 です。以下を記入して支給額を算出しましょう。

$$25,000円 \times \text{時短協力日数} \text{ 日} = \text{★2} \text{ 円}$$

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

「ア」の金額が2,583,333円(税抜)超(1日あたり83,333円超)の場合 ※売上高はすべて税抜の金額を記入してください。

$$\text{「ア」の金額} \div 31日 \times 0.3 = \text{_____ 円}$$

↓ ※75,000円を超える場合は、75,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価

ウ: _____ 円
最大75,000円※

$$\text{「ウ」の金額} \times \text{時短協力日数} \text{ 日} = \text{★2} \text{ 円}$$

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

$$\text{★1} \text{ 円} + \text{★2} \text{ 円} = \text{★3} \text{ 円}$$

(※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。)

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★3)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

【記入例】 店舗別申請額計算書 - (B)

申請書に記載した、該当店舗の名称を記入してください。

支給対象店舗かどうか、及びどの計算書を用いるかは3ページのチャート図でご確認ください。

売上高の減少額を算出し、支給額を計算しましょう。

手順1:

2019年または2020年いずれかの8月と、2021年(2020年8月を除く)における売上高合計額(税抜)をそれぞれ計算

参照月の各売上高(税抜)と、合計売上高(税抜)を記入してください。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年8月は「1.08」で割り)小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年または2020年8月(1ヶ月間)の売上高
ア: 10,000,000 円(税抜)

2021年8月(1ヶ月間)の売上高
イ: 2,000,000 円(税抜)

手順2:

協力金1日あたり支給単価を計算します。

$$\left[\text{「ア」} - \text{「イ」} \right] \div 31 \text{日} \times 0.4 = \text{103,225 円}$$

計算式にもとづき、協力金1日当たりの支給単価を算出します。算出された金額の1,000円未満は切上し、支給単価を記入してください。
※200,000円を超える場合は、200,000円(上限額)を記入してください。

1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価
ウ: 104,000 円 <small>最大20万円※</small>

手順3:

措置区域の対象外であった期間の協力金1日あたり支給単価の上限額を計算します。

$$\text{「ア」} \div 31 \text{日} \times 0.3 = \text{工: 97,000 円}$$

※1,000円未満切上した金額を記入

手順4:

支給額を計算し(いずれかの期間が)計算してください。

計算式にもとづき、協力金1日当たりの支給単価を算出し、★1および★2に記入してください。

【措置区域の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

$$\left[\text{ウの金額} \right] \times \begin{matrix} \text{時短} \\ \text{協力日数} \end{matrix} \text{ 6 日} = \text{★1 624,000 円}$$

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

【措置区域以外の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

$$\left[\text{「ウ」及び「工」のうち} \right. \\ \left. \text{いずれか低い方の金額} \right] \times \begin{matrix} \text{時短} \\ \text{協力日数} \end{matrix} \text{ 13 日} = \text{★2 1,261,000 円}$$

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

$$\text{★1 624,000 円} + \text{★2 1,261,000 円} = \text{★3 1,885,000 円}$$

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★3)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

店舗別申請額計算書 - ②

支給対象店舗かどうか、及びどの計算書を用いるかは3ページのチャート図でご確認ください。

売上高の減少額を算出し、支給額を計算しましょう。

手順1:

2019年または2020年いずれかの8月と、2021年8月の飲食事業(テイクアウトを除く)における売上高合計額(税抜)をそれぞれ計算します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年8月は「1.08」で割り)小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年または2020年8月(1ヶ月間)の売上高
ア: 円(税抜)

2021年8月(1ヶ月間)の売上高
イ: 円(税抜)

手順2:

協力金1日あたり支給単価を計算します。

$$\left(\text{「ア」} - \text{「イ」} \right) \div 31 \text{日} \times 0.4 = \text{円}$$

1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価
ウ: 最大20万円※ 円

手順3:

措置区域の対象外であった期間の協力金1日あたり支給単価の上限額を計算します。

$$\text{「ア」} \div 31 \text{日} \times 0.3 = \text{円}$$

協力金1日あたり支給単価上限額
エ: 円

※1,000円未満切上した金額を記入

手順4:

支給額を計算しましょう。
(いずれかの期間が該当しない場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。)

【措置区域の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

$$\left(\text{ウの金額} \right) \times \begin{matrix} \text{時短} \\ \text{協力日数} \end{matrix} \text{日} = \text{円}$$

★1

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

【措置区域以外の期間(P2参照)にかかる協力金支給額の計算】

$$\left(\text{「ウ」及び「エ」のうち} \right. \\ \left. \text{いずれか低い方の金額} \right) \times \begin{matrix} \text{時短} \\ \text{協力日数} \end{matrix} \text{日} = \text{円}$$

★2

※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

$$\text{★1} \text{円} + \text{★2} \text{円} = \text{★3} \text{円}$$

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★3)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

新規開店特例

店舗別申請額計算書



2019年8月2日以降、2020年7月31日までに開店した店舗において、2020年8月の売上高が休業または営業時間短縮の実施により、通常期の売上高と乖離している場合

○特例措置を希望する理由

愛知県感染防止対策協力金 (8/8~8/26 実施分) の交付申請にあたり、以下の理由により2019年8月及び2020年8月の売上高の参照が困難なため、特例措置の適用を希望します。また、記載事項について虚偽はありません。

【2019年8月及び2020年8月の売上高の参照が困難な理由】

記載例：対象店舗「■■■■」は、2019年9月1日に開店しており、2019年8月の売上高が計算できない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年8月5日から8月24日まで休業したため、2020年8月の売上高が通常期の売上高と乖離している。

申請店舗の開店日	年 月 日
----------	-------

(作成日) 令和 年 月 日

(申請書に記載の代表者の氏名)

○以下を記入して、支給額を計算しましょう。**※参照期間の日数は開店日~2020年7月31日までの、定休日を含む日数です。**
 全日措置区域に該当するため、措置区域の計算方法のみ使用します。

手順1: 参照期間の1日あたりの飲食事業 (テイクアウトを除く) における売上高 (税抜) はいくらですか？

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り (2019年8~9月は「1.08」で割り) 小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	ア: 円(税抜)
-------------------	---	--------------	---	-------------

※1円未満の端数切り上げ

「ア」の金額が75,000円以下の場合

協力金1日あたりの支給単価 **イ: 30,000円** です。

「ア」の金額が75,000円超の場合

「ア」の金額 × 0.4 = 円 $\xrightarrow{1,000円未滿切上}$ ウ: ,000 円

※100,000円が上限

手順2: 支給額を計算します。

イ または **ウ** の金額 × 協力日数 日 = **★** ,000 円

※最大19日間

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額 (上記★) を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。



2019年8月2日以降、2020年7月31日までに開店した店舗において、2020年8月の売上高が休業または営業時間短縮の実施により、通常期の売上高と乖離している場合

○特例措置を希望する理由

愛知県感染防止対策協力金 (8/8~8/26 実施分) の交付申請にあたり、以下の理由により2019年8月及び2020年8月の売上高の参照が困難なため、特例措置の適用を希望します。また、記載事項について虚偽はありません。

【2019年8月及び2020年8月の売上高の参照が困難な理由】

記載例：対象店舗「■■■■」は、2019年9月1日に開店しており、2019年8月の売上高が計算できない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年8月5日から8月24日まで休業したため、2020年8月の売上高が通常期の売上高と乖離している。

申請店舗の開店日	年 月 日
----------	-------

(作成日) 令和 年 月 日

(申請書に記載の代表者の氏名)

○以下を記入して、支給額を計算しましょう。※参照期間の日数は開店日~2020年7月31日までの、定休日を含む日数です。全日措置区域に該当するため、措置区域の計算方法のみ使用します。

手順1:

参照期間と、2021年8月(1か月間)の1日あたりの飲食事業(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)をそれぞれ計算します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年8~9月は「1.08」で割り)小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	参照期間の1日あたり売上高単価 ア: 円(税抜)
-------------------	---	--------------	---	-----------------------------

※1円未満の端数切り上げ

2021年8月の売上高 円(税抜)	÷	31日	=	2021年8月(1か月間)の1日あたり売上高単価 イ: 円(税抜)
----------------------	---	-----	---	--------------------------------------

※1円未満の端数切り上げ

手順2:

協力金1日あたりの支給単価を計算します。

「ア」-「イ」 × 0.4 =

※200,000円が上限
円

→
1,000円未満切上
ウ: 円
※最大200,000円
 ,000 円

手順3:

支給額を計算します。

「ウ」の金額 ×

※最大19日間
協力日数 日

 =
 ★ ,000 円

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

新規開店特例

店舗別申請額計算書 - (E)

2020年8月2日以降、2021年7月31日までに新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の開店日 年 月 日

※参照期間の日数は開店日~2021年7月31日までの、
定休日を含む日数です。

手順1:

参照期間の1日あたりの飲食事業 (テイクアウトを除く) における売上高 (税抜) はいくらですか?
※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	参照期間の1日あたり売上高単価 ア: 円(税抜)
-------------------	---	--------------	---	-----------------------------

※1円未満の端数切り上げ

手順2:

支給額を計算しましょう。(いずれかの期間が該当しない場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。)

【措置区域の期間 (P2参照) にかかる協力金支給額の計算】

「ア」の金額が75,000円(税抜)以下の場合

協力金1日あたり支給単価は 30,000円 です。以下を記入して支給額を算出しましょう。

30,000円 × 時短協力日数 日 = ★1 円
※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

「ア」の金額が75,000円(税抜)超の場合 ※売上高はすべて税抜の金額を記入してください。

「ア」の金額 × 0.4 = 円
1,000円未満切上 ※10万円を超える場合は、100,000円(上限額)

「イ」の金額 × 時短協力日数 日 = ★1 円
※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

【措置区域以外の期間 (P2参照) にかかる協力金支給額の計算】

「ア」の金額が83,333円(税抜)以下の場合

協力金1日あたり支給単価は 25,000円 です。以下を記入して支給額を算出しましょう。

25,000円 × 時短協力日数 日 = ★2 円
※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

「ア」の金額が83,333円(税抜)超の場合 ※売上高はすべて税抜の金額を記入してください。

「ア」の金額 × 0.3 = 円
1,000円未満切上 ※75,000円を超える場合は、75,000円(上限額)

「ウ」の金額 × 時短協力日数 日 = ★2 円
※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)

★1 円 + ★2 円 = ★3 円

(※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。)

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額 (上記★3) を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

新規開店特例

店舗別申請額計算書 - (F)

2020年8月2日以降、2021年7月31日までに新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の開店日	年	月	日
----------	---	---	---

※参照期間は開店日~2021年7月31日までの、定休日を含む日数です。

手順1: 参照期間と、2021年8月の1日あたりの飲食事業(テイクアウトを除く)における売上高(税抜)をそれぞれ計算します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	参照期間の1日あたり売上高単価 ア: 円(税抜)
※1円未満の端数切り上げ				
2021年8月の売上高 円(税抜)	÷31日=	2021年8月の1日あたり売上高単価 イ: 円(税抜)		
※1円未満の端数切り上げ				

手順2: 協力金1日あたりの支給単価を計算します。

$(\text{「ア」} - \text{「イ」}) \times 0.4 =$ 円

↓
1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価 **ウ:** 円
最大20万円※

手順3: 措置区域の対象外であった期間の協力金1日あたりの支給単価の上限額を計算します。

$\text{「ア」} \times 0.3 =$ 円(税抜)

※1,000円未満切上した金額を記入

手順4: 支給額を計算しましょう。

※いずれかの期間が該当しない場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。

【措置区域の期間 (P2参照) にかかる協力金支給額の計算】

$(\text{ウの金額}) \times$

時短 協力日数	日
※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)	

 $=$ 円 **★1**

【措置区域以外の期間 (P2参照) にかかる協力金支給額の計算】

$(\text{「ウ」及び「エ」のうち
いずれか低い方の金額}) \times$

時短 協力日数	日
※最大日数は市町村により異なります。(P2参照)	

 $=$ 円 **★2**

円 **★1** + 円 **★2** = 円 **★3**

〈※複数店舗ある場合はコピーして使用してください。〉

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額(上記★3)を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

「あいスタ」とは 安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、十分に対策が講じられている店舗を認証登録する新しい制度です。

注意 今後、飲食店の協力金支給申請には「あいスタ認証」を受けていることが必須となる予定です。10月を目処に、既に「安全・安心宣言施設」に登録した飲食店も、新たに「あいスタ認証」を受ける必要がありますので早めの申請をお願いします。

あいスタ認証のご案内

愛知県内の飲食店で安全・安心に過ごしていただくための
第三者認証による感染防止対策の認証制度についてご案内します。



対象 県内の飲食店
※デリバリーやテイクアウト専門店等、その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店は対象外



WEB申請サポート窓口のご案内

- ① **あいスタ認証コールセンター** 申請に関する相談を受け付けます。 TEL:052-977-3655 受付時間:10:00~17:00まで(土日祝日含む)
- ② **愛知県商工会** 商工会地域の方は商工会にてWEB申請代行を受け付けます。 ※詳細は公式ホームページ

申請に必要な情報・写し

- 申請者情報** 申請者氏名、申請者のメールアドレス、電話番号
- 店舗情報** 安全・安心宣言施設受理番号(取得済みの場合のみ)、Go To Eat加盟店ID(加盟済みの場合のみ)、営業許可番号、営業許可有効期限、他
- 写し** 安全・安心宣言施設 PRポスター(取得済みの場合のみ/受理番号記載、認識できるもの)、営業許可証 ※照合のために必要となります。

飲食店感染防止対策50項目

※下記は、対策内容の大項目のみ記載しています。※飲食店感染防止対策50項目(全項目)は公式ホームページからご参照できます。

■基本項目(42項目)

- 1 利用者への周知事項(全8項目)
- 2 店舗環境・接客サービス(全5項目)
- 3 店舗・設備の衛生管理(全6項目)
- 4 感染防止対策責任者の遵守事項(全13項目)
- 5 条件付き項目(全10項目)

全ての基本項目に
取り組むことが
認証の条件となります

認証のための必須項目の他、感染防止対策の強化をアピールできる項目として、「プラス項目」を設定しております。(8項目)
プラス項目の満たした内容に応じて、該当項目の感染防止が徹底できている店舗として「プラス星」を与えます。

■プラス項目(8項目) **非接触(5項目)・換気(1項目)・従業員(2項目)**

詳しくは、あいスタ認証ホームページへ

あいスタ認証



お問い合わせ先/あいスタ認証コールセンター TEL:052-977-3655

受付時間:10:00~17:00まで(土日祝日含む)



「愛知県感染防止対策協力金(8/8～8/26実施分)」について(Q&A)

Q1 誰がこの協力金を受け取れますか？

A1 愛知県内にて営業時間短縮等の要請を受けた店舗を運営する事業者が、業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録又は「あいスタ」認証を受け、ステッカー（及び「安全・安心宣言施設」の場合はポスター）の掲示を行った上で、営業時間短縮等の要請に協力した場合に交付されます。

Q2 ステッカーとポスターの掲示がないと協力金の交付対象にはならないのですか？

A2 業種別ガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録又は「あいスタ」認証を受け、ステッカー（及び「安全・安心宣言施設」の場合はポスター）の掲示が協力金の条件になります。ただし、「安全・安心宣言施設」に届出中の場合は、登録・認証後、ステッカー（及び「安全・安心宣言施設」の場合はポスター）を掲示していることを条件に協力金の交付対象とします。なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したステッカー（及び「安全・安心宣言施設」の場合はポスター）を掲示していただいで差し支えありません。
※「安全・安心宣言施設」の登録又は「あいスタ」認証だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますのでご注意ください。

Q3 要請期間の全ての期間において、営業時間短縮等を行わないと協力金の交付対象になりませんか？

A3 8月8日～8月26日の期間において、営業時間の短縮（休業を含む）を行った日数分を交付します。また、営業時間短縮等に協力した場合には、定休日も交付対象となります。

Q4 要請対象店舗を複数持つ場合は、すべての店舗で要請に応じないと協力金は受けられませんか？

A4 要請対象店舗については、全面的に営業時間短縮要請にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた店舗ごとに要請に応じた日数分を交付します。

Q5 この協力金と、国の「月次支援金」又は県の「愛知県中小企業者等応援金」の両方を受け取ることはできますか？

A5 できません。本協力金の支給対象となる事業者は「月次支援金」の給付対象外とされています。また、本協力金と「愛知県中小企業者等応援金」の併給はできません。

※協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の詐取”にご注意ください。

- 愛知県がATM（銀行などの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 愛知県がこの協力金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

※協力金の“不正受給は犯罪”です。

- 愛知県では、飲食店等の見回りを実施しており、営業実態のない店舗や、要請に応じず営業している店舗を把握しています。
- 協力金の申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、申請者に対し、協力金の返還を求めます。
- 協力金の不正受給は犯罪です。逮捕者も出ております。くれぐれも適正な申請をお願いします。

必要書類送付先

※下記の宛先面を切り取って使用してください。※はがれないよう、しっかり糊付けしてください。
※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。
※3/22～4/19実施分以前の協力金とは送付先が異なりますのでご注意ください。



〒460-8780 名古屋市中区栄 愛知県感染防止対策協力金事務局

愛知県感染防止対策協力金(8/8～8/26実施分)申請書類在中

営業時間短縮要請枠

差出人 住所

氏名